

IV. 漁船員条約資格証明書の 発効手続き

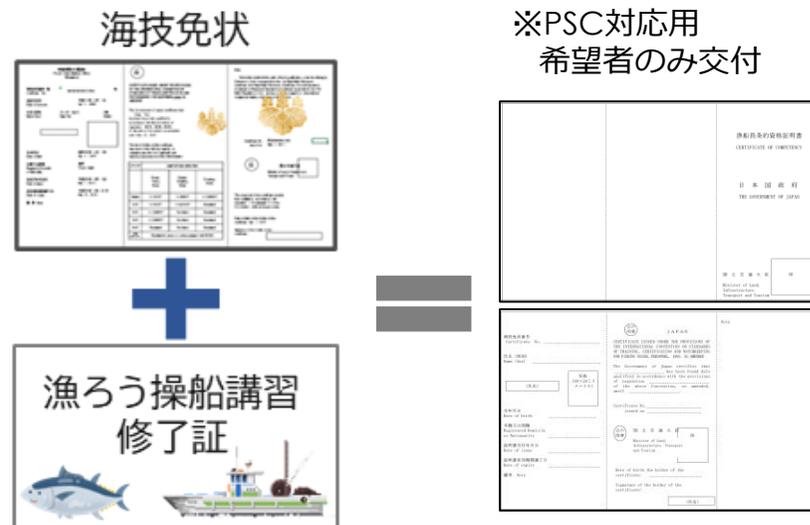
一般社団法人 大日本水産会
講師：常務理事 松本冬樹

漁船員条約資格証明書発効手続き

- ① 漁ろう操船講習修了後、漁ろう操船講習修了証明書の取得
- ② 最寄りの地方運輸局に漁船員条約資格証明書交付申請

<提出書類>

- ・ 漁船員条約資格証明書交付申請書
 - ・ 漁船員条約資格証明写真票
 - ・ 海技免状又はその写し
 - ・ 漁ろう操船講習修了証明書
- ※ 乗組みの日5年以内に交付されたものに限る。



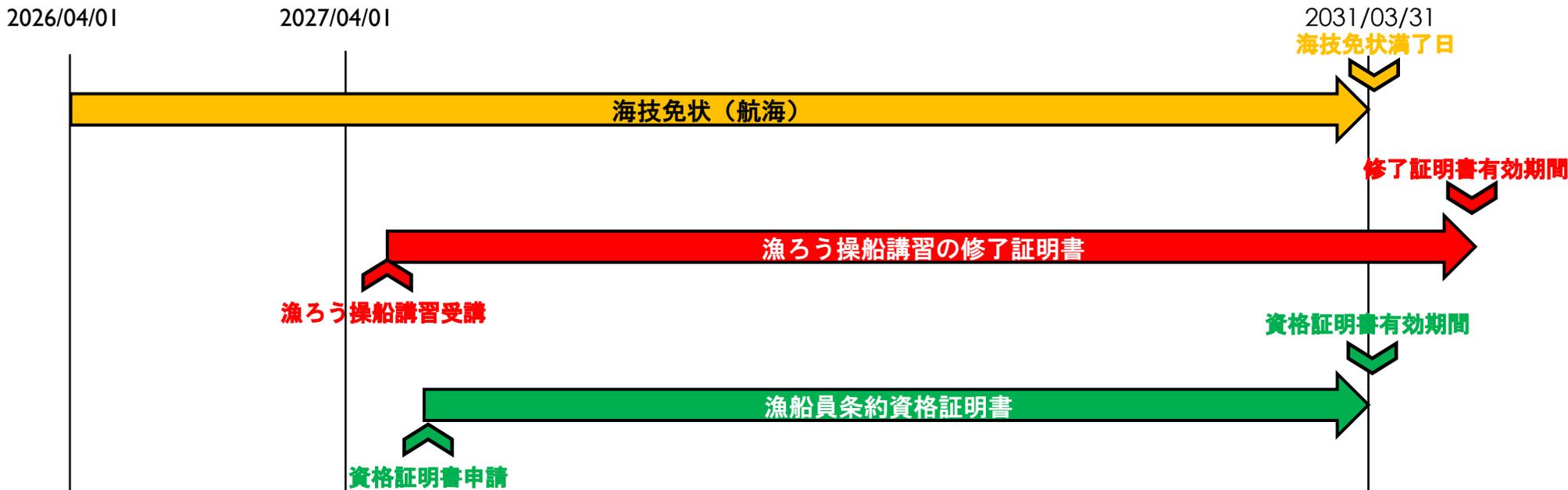
漁船員条約資格証明書の有効期間の考え方

2

- ✓ 海技免状及び漁ろう操船講習修了証明書（以下、「修了証明書」という。）をもって、漁船員条約資格証明書（以下、「資格証明書」という。）が交付されることとなりますが、資格証明書の有効期間は、海技免状又は修了証明書の有効期間のいずれか早い方に合わせて交付されることとなります。
- ✓ そのため、**海技免状又は修了証明書を新たに取得するごとに、資格証明書も新たに取得する必要があります**

<資格証明書の有効期間（例）>

○海技免状の有効期間が修了証明書の有効期間よりも前の場合





以上で講習
は終了です。

お疲れ様で
した。